

# 吸収合併に関する事後開示書面

2022年1月4日

BASE株式会社

2022年1月4日

BASE 株式会社  
代表取締役 CEO 鶴岡 裕太

## 吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく事後備置書面)

1. 吸収合併が生じた日  
2022年1月1日
  
2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2 の規定、第 785 条及び第 787 条の規定並びに会社法第 789 条の規定による手続の経過
  - (1) 吸収合併をやめることの請求  
該当事項はありません。
  
  - (2) 反対株主の買取請求  
当社は、吸収合併消滅会社の発行済み株式の全てを保有していたため、該当事項はありません。
  
  - (3) 新株予約権買取請求  
吸収合併消滅会社は新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。
  
  - (4) 債権者の異議  
吸収合併消滅会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2021 年 11 月 26 日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同月 24 日付で知れている債権者への催告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。
  
3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定、第 797 条の規定、第 799 条の規定による手続の経過
  - (1) 吸収合併をやめることの請求  
該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2021 年 11 月 26 日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、2022 年 1 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更を登記した日

2022 年 1 月 4 日

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

# 吸収合併に関する事前開示書面

2021年11月24日

BASE BANK 株式会社

2021年11月24日

BASE BANK 株式会社  
代表取締役 CEO 鶴岡 裕太

## 吸収合併に関する事前開示書面

1. 吸収合併契約の内容  
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項  
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
3. 新株予約権の対価の定めに関する事項  
当社は新株予約権を発行していません。
4. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項
  - (5) 最終事業年度に係る計算書類等  
最終事業年度の計算書類等は別紙2のとおりです。
  - (6) 最終事業年度に生じた重要な後発事象  
該当事項はありません。
5. 吸収合併存続会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。
6. 吸収合併が効力を生ずる日以降における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項  
当社の財務状況から、債務の履行に支障はないと見込んでおります。



## 合併契約書

BASE株式会社（以下「甲」という。）とBASE BANK株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり合併契約を締結する（以下「本契約」という。）。

### 第1条（合併）

甲及び乙は、合併して、甲は存続し、乙は解散する（以下「本合併」という。）。

### 第2条（存続会社、消滅会社の商号及び住所）

本合併の当事者である甲及び乙の商号及び住所は以下の通りとする。

甲（存続会社）

BASE株式会社

本店所在地 東京都港区六本木三丁目2番1号

乙（消滅会社）

BASE BANK株式会社

本店所在地 東京都港区六本木三丁目2番1号

### 第3条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2022年1月1日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議の上、期日を変更することができる。

### 第4条（合併対価の交付及び割当て）

本合併においては、合併対価の交付及び割当ては行わない。

### 第5条（増加すべき資本金及び準備金の額等）

本合併により甲の資本金及び資本準備金の額等は、以下の通り増加変更する。

（1）資本金 金0円

（2）資本準備金 金0円

（3）利益準備金 金0円

（4）その他資本剰余金 会社計算規則に従い甲が定める。

### 第6条（権利義務全部の承継）

甲は効力発生日において、乙の従業員全員、資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

第7条（会社財産の善管注意義務）

乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、かつその財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙間で協議のうえ、これを実行する。

第8条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙間で協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（専属的合意管轄）

本契約に関する紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙間で協議のうえ、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲がこれを保有する。

2021年11月11日

東京都港区六本木三丁目2番1号

甲 BASE 株式会社

代表取締役社長 鶴岡 裕太



東京都港区六本木三丁目2番1号

乙 BASE BANK 株式会社

代表取締役社長 鶴岡 裕太



## 貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>79,402</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,160</b>
現金及び預金	42,792	未払金	356
営業貸付金	644	未払費用	514
未収入金	3,628	未払法人税等	289
前渡金	38,063	<b>負債合計</b>	<b>1,160</b>
未収収益	5	<b>(純資産の部)</b>	
貸倒引当金	△5,731	<b>株主資本</b>	<b>78,241</b>
		<b>資本金</b>	<b>87,544</b>
		<b>資本剰余金</b>	<b>37,544</b>
		資本準備金	37,544
		<b>利益剰余金</b>	<b>△46,847</b>
		その他利益剰余金	△46,847
		繰越利益剰余金	△46,847
		<b>純資産合計</b>	<b>78,241</b>
<b>資産合計</b>	<b>79,402</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>79,402</b>



# 損益計算書

自 2020年1月1日  
至 2020年12月31日

(単位：千円)

科目	金額	
<b>営業収益</b>		
営業貸付金利息	335	
その他の金融収益	27,021	<b>27,356</b>
<b>営業費用</b>		
その他の営業費用	73,739	<b>73,739</b>
<b>営業損失</b>		<b>46,382</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	0	<b>0</b>
<b>営業外費用</b>		
株式交付費	175	<b>175</b>
<b>経常損失</b>		<b>46,557</b>
<b>税引前当期純損失</b>		<b>46,557</b>
法人税、住民税及び事業税	290	290
<b>当期純損失</b>		<b>46,847</b>

# 株主資本等変動計算書

（ 自 2020年 1月 1日  
至 2020年 12月 31日 ）

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	100,000	50,000	—	50,000	△74,910	△74,910	75,089	75,089
事業年度中の変動額								
新 株 の 発 行	25,000	25,000		25,000		—	50,000	50,000
減 資	△37,455	△37,455	74,910	37,455		—	—	—
欠 損 填 補			△74,910	△74,910	74,910	74,910	—	—
当期純損失（△）					△46,847	△46,847	△46,847	△46,847
事業年度中の変動額合計	△12,455	△12,455	—	△12,455	28,067	28,067	3,152	3,152
当 期 末 残 高	87,544	37,544	—	37,544	△46,847	△46,847	78,241	78,241

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 収益及び費用の計上基準

#### ① 営業貸付金利息

営業貸付金利息は、発生基準により計上しております。なお、「営業貸付金」に係る未収利息につきましては、利息制限法利率又は約定利率のいずれか低いほうにより計上しております。

#### ② 買取債権

買取債権に係る売上高は、回収時を基準として計上しております。

### (3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式	4,000株
------	--------

### (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

### (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。